

はじめに

学校事務のあり方の課題として「学校事務の共同実施・学校事務センター＝中二階論」を  
5 学校事務協議会は提起した。これにより、学校事務の共同実施・学校事務センターは学校事  
務職員を学校現場から剥離し、教育行政組織の出先である共同実施拠点校あるいは学校事  
務センターに集中させようとする意図とその理由と課題を明らかにした。この出先は先行  
実施されている大阪市学校事務センターに見られるように教育委員会事務局の外部組織で  
あるが、全国に作られた学校事務の共同実施は組織的位置づけが曖昧なままに推移してい  
10 る。このような中二階的な組織のあり方は過度的なものであり、最終形態はどのようなも  
のであるかの分析は行われていない。業務的には地方自治体組織が行っている行政内部事  
務である給与・共済・旅費事務あるいは予算事務の集中・アウトソーシングの学校事務版と  
して当初始まり、2006～2007年度に渡って「学校の教務事務の外部化」の受け皿として試  
行される段階に現在は至っている。学校事務職員の将来展望も明らかでないままに、泥縄  
15 的にルーチンワークが拡大されてきている。このような現象は一括りにして分析を行わな  
くてはならない。が、今回の提起は、学校事務の共同実施・学校事務センターが、公教育あ  
るいは教育行政の現状と将来のなかにどのような位置を占めているかを明らかにする試み  
である。

学校事務の共同実施・学校事務センターは、教育の公設民営化という（90年代後半以降  
20 に大きく進められた）新自由主義的教育改革の一環として存在する。福祉国家からの脱却  
を政治的課題とした小泉元首相の構造改革は、「痛みだけの改革」であった。この改革によ  
る格差社会の出現にともなう社会的な亀裂を、新しいナショナリズム「美しい国」づくり  
によって統合しようとした安倍前首相の政権は、憲法改悪までは延命できなかった。が、  
教育基本法およびそれを補完する学校教育法等の三法の改悪を実現した。文科省はこれを  
25 支えるとともに、省令等による地方教育委員会や学校現場への強制、そして2008年度文教  
予算による財政的な裏づけを行おうとしている。ここには、公教育も自由競争の原理で働  
かすとともに、他方では教育の私事化による社会的共同性の喪失（亀裂）を国への愛国心  
で統合しようとする指向性が見られる。

## 30 1 急激に進んだ格差社会

### (1) 格差を埋めきれない教育機会の平等

全労働者の1/3は非正規労働者であり、中央官庁においても1/4が非正規職員で  
あるという構造が意図的に作り出されてきた。特に失われた世代を中心とする若年層  
ではフリーター417万人、ニート60万人（英国ではブラウン政権がニート対策に義務  
35 教育を18歳まで延長する方針を打ち出した。）という数字も挙げられている。1995  
年5月、日本経営者団体連盟（日経連）が出した報告「新時代の『日本的経営』」では、  
従業員を 長期蓄積能力活用型グループ、 高度専門能力活用型グループ、 雇用柔

軟型グループに分けた雇用を提案している。雇用柔軟型に派遣労働、請負労働など今日の非正規労働者の分厚い層を作り出す発想がすでに現れている。そして労働者派遣法（1985年）の度重なる改悪により、政策的に不安定・低賃金の非正規労働者が多数生み出されてきた。

5       このような労働者内部の格差は、固定化される傾向が強い。そして、この固定化は親から子どもへと世代を超えた格差の固定化、貧困の連鎖にもつながっていく。日本は公教育に対する公的支出が低いことはデータで証明されているところである（OECD調査によると初中等教育への財政支出の国民総生産GDPに対する比率が2003年では3.5%で加盟国29か国中最低）。このことは家庭の財政力によって、教育水準が決まる傾向であることを現している。幼稚園から高校卒業まで15年間の教育費の総額は、すべて公立の場合が571万円、すべて私立だと1678万円で、差は2.9倍である（文科省「子どもの学習費調査」2007/12）。新中間層や富裕層では新自由主義教育政策による教育選択で自由化を享受する一方、旧中間層や貧困層では、公立学校による公教育の提供や給食の提供が命綱となっている現状もある。しかし前述したように公的な教育予算は削減される傾向にある。その結果は大きな分裂状況となっている。（註1）義務教育は形式的な教育機会の平等を実現しているが、実質的な機会の平等を表していないことを、認識すべきである。

10       教育機会の平等は地域における経済格差に伴って、形式性さえ奪われようとしている。財務省は予算の用途をチェックする「予算執行調査」において過疎地における小中学校の統廃合を経済性の観点から促進するように文科省に要請した（2007/7）。既に秋田、和歌山、広島、山梨県などで統廃合に当たっては経費補助、教員の加配など誘導政策を講じている。中教審会長山崎正和は、この流れを肯定し「義務教育の学校も例に漏れず、山村では学校統合は避けられない運命になっている。財政の問題もあるが、あまりに小さい学校は子供の社会性を養ううえでも不安があるからである。（朝日新聞2007/7/2）子どもの社会性がどのような集団単位で形成させるかの説明もなく、情緒的に「あまり小さな学校では」と語る姿勢はその立場を考えるに不用意であると言える。中山間部では自治体合併を追いかけるように過疎がさらに進み、小さな学校が出現する。その小さな学校が、統廃合になれば、生活圏を越えてスクールバス、借り上げタクシーで登下校しなくてはならない。あるいはさらに過疎化が進めば、どのような交通手段によっても登下校することができない地域が生まれてくるであろう。このような状態は高校において先行的に始まっている。

15       上述の事態は教育機会の平等が物理的に不可能となることである。地域による教育格差は確実に拡大する。それは山崎正和が言うように「運命」と片付けられて良いものなのだろうか。斉藤貴男は「人間選別工場」（2005）で鹿児島県立南大隈高校を紹介している。（註2）地方の過疎化は、地方自治体の財政力の低下とあいまって、子どもたちが地域で学べる機会を奪いつつある。

20       日本の学校制度は、とくに戦後の新制大学が私立によって成り立ち、戦後復興の担

い手を育てたことに現れるように、私立学校の占める割合が高い。さらに近年、都市部を中心とする有名大学への進学を志向する私立高校が、台頭し、それは「ゆとり教育＝学力低下」のキャンペーンを利用した私立中学校（あるいは中高一貫校）への、新中間層子弟を中心とする囲い込みを招いた。この流行はネガティブキャンペーンのみならず、新自由主義の発想にもとづく教育政策に起因する。「学区の自由化」「学校選択の自由」「バウチャー制導入」（教育再生会議は第三次報告で希望自治体でのモデル事業を行うことを提言 2007 / 12 / 25）などにみられる論調は、教育は私的に保護者・子どもが選択できるものであるという側面の強調である。この教育政策の誘導によって公立学校も私立学校に対抗するような政策の導入を余儀なくされた。「小中一貫校」「中高一貫校」そして少人数学級、外国語教育の重点化、あるいは図書館司書の配置等が財力のある自治体の教育委員会レベルの政策として実施された。この多様な教育政策を担う学校職員は、臨時・非常勤職員への依存、さらには委託会社からの派遣によって成り立っている。この背景には地方分権一括法以降の教育における地方分権、文科省による規制緩和政策がある。

## （２）新人確法体制（学校職員間の格差の拡大）

公教育を担う学校職員の間にも格差社会の影響が明らかとなっている。教育は学校職員による労働集約的な業態である。教育サービスの質は、学校職員の量に還元できる。教員の資質が過大に問われるのは意図的である。量的なボリュームの一要素にしただけの資質は位置しない。したがって子どもに接する学校職員が多ければ多いほど教育サービスは充実する。だが、進行している事態は、管理職員の拡充と臨時・非常勤及び派遣職員の増大という現実である。地方自治体における非正規労働者は増大している。大阪府下 42 市町村では平均 33,7%。河内長野市、島本町では 50%を越え、その多くが学校・教育、福祉・保育など市民生活部門で働いている。（武下正行 関西労働社会学会研究会レポート 2007/6/30）

学校職員間における格差社会は驚くほどに拡大している。月刊誌東洋経済は「ニッポンの教師と学校」の特集で埼玉県の政令市さいたま市の「少人数サポート臨時教員」があまりの安月給（時給 1210 円）に、たまりかねて生活保護の申請を行い受理されるというショッキングな記事を書いた（2007/1/27）。多くの学校現場で生活保護水準の学校職員が次世代を担う子どもたちの教育を支えているのが実態なのである。子どもが一人前になるということは、素朴な言い方では「自分の口を養うこと」である。大きな矛盾を感じないわけにはいかない。さらに、私企業の市場として公教育が開発されようとしている。その一つは学校職員の派遣である。同一労働同一賃金の実現されていない日本では私企業の参入は不安定な雇用による請負が蔓延することになる。悲劇は生まれている。NOVAの破綻は、この私企業からの派遣によってALT事業を行っていた大阪市など地方自治体の教育現場に影響を与えた。教育産業は非正規労働者の割合が高い産業である。塾講師の57%が非正規労働者であるという報告がある。（橋

既に教育現場では 1974 年の人材確保法が適用される教員と非適用の他の学校職員との差別的な人事管理を行ってきた。先に述べたように教育活動は、特に教授活動は教員が直接子どもたちに接することで学習を伸ばすものであり、したがって教員間の関係は教頭が法制化され、省令主任が生まれようとも 85%は一般教員という構造を保っていた。

しかし、教育における新自由主義の展開は、教育の「私事」性を極端に尊重し、財力に応じた特権的な教育を望むように切り換えられた。これまで教育機会の平等を保つために、一般教員が学習面のみならず、その子どもが置かれた家庭環境や友人関係も含めた把握を行うことで支えてきたのである。ところが今では、区分けした教育としての「習熟度別クラス編成」などが進められている。そして家庭からの声をクレーマー（モンスターペアレント）としてキャンペーンを張り、あるいは生活指導といわれる生徒対策を学校と警察との関係強化（少年法の改悪）によって問題行動として処理する対象とみなすなど、親・家庭や地域との交流そして不安定な子どもの心理と行動を、学習から切り離れた体制を構築しようとしている。

それは、地域社会における格差拡大による亀裂を放置したまま、学習活動のみの効率化（学力の向上）を図るものである。一般教員は、子どもの家庭環境や地域における友人関係から、切り離されたところで授業活動に専念する方向に追いやられている。そして、学校組織が一般職員の多いネットワーク型組織モデルである鍋蓋型（一部のつまみである管理職と多数の一般教職員）から、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭そして多数の臨時・非常勤職員や委託職員というピラミッド型への転換の構図が描かれている。これが教育三法の改悪による体制であり、文科省が 2008 年度概算要求において教員の多忙化解消の名目で 2 万 1 千人の定数増要求を行った真の理由である。これを「新人確法体制」と呼ぶこととする。

教員への多忙化対策といい、学校事務の共同実施・学校事務センターを介した地位の向上といい、The road to hell is paved with good intentions; 地獄への道は良き意図によって満たされている、のである。

## 2 教育行政、学校を取り巻く諸課題の整理

### (1) 欧米の実態から

公教育の新自由主義政策は、日本の教育政策として独自に生まれたのではなく、他の政策と同じく欧米特にアングロサクソン系の国家により進められた政策の引き写しである。したがって英米国での実態が、今後の教育行政、あるいは学校のあり方を推し量るのに参考となる。

「今イギリスで巨大資本が教育ビジネスの開発を進めている。One-Stop-Shop と呼ばれる『店』にいけば、教育に関するあらゆる商品が揃うようにする。学校事務や経理や経営に関する情報や人材や物品、校長と教師、その他に資格を持つ人々の人事、

それに教科書やカリキュラムやテストの開発と販売や教育調査もそこで行う。学校事務に関して、イギリスでは2、3年以内に全てIT化され『民営化』される見通しだ。」とのイギリスの教育学者の発言（2005年日英教育学会講演 ロンドン大学ポール氏）を受けて、佐々木賢氏は都立学校経営支援センターを取り上げて「組織の成員、教育庁の管理主事と指導主事の他に建築技師なども含み、各都立学校の職員会議に出席する権限をもつという。ここで各学校の経理や人事や学級数を検討する。学校事務は各学校で06年に1名、07年に2名削減する計画だという。校内人事として、校長の他に副校長と主幹と主任を置き、6年で異動させる。この組織の開設委員たちの間で、これからは校内の進路指導係はいらないといっているという。進路指導は『民間』に任せるからだろう。ともかく、この組織はイギリスのOne Stop Shopのひな型だ。行政は私企業化の前に、行政内部でその条件を整える。」と分析している。（「教育『民営化』の意味」佐々木賢 現代思想 2006年Vol34 5）

アメリカと並んで公教育の私企業化の先進地域であるイギリスの教育行政の私企業への丸投げと同じ構図を都立学校経営支援センターに佐々木賢氏は見ている。

関連した記事が読売新聞にイングランド報告「地方教委 民間が運営」として報告されている（2007/3/27）。日本の地方教育委員会に当たる地方教育当局（LEA; Local Education Authority）はイングランドに150あり、これを監査する教育水準局（国の独立監査機関 OfSTED）が1998年に設立された。その監査によって「戦略や将来設計がなく、運営に失敗、学校や親の信用を失っている」と評価された場合は、英政府教育相の命令によって民間委託される。現在7つの地方教育当局（LEA）が民間委託されている。その一つである「貧富の差が英国一」と言われるイズリン区では2000年から教育コンサルト会社ケンブリッジ・エデュケーションが運営している。委託契約期間は6年間で、地方教育当局のトップや主要な管理職は交代し、一般職員は委託会社に身分移管した。「公立学校は、個々の学校理事会が人事権を持つが、ケンブリッジ社は経営能力のない校長の交代を理事会に促してきた。キャノンベリー小の校長は5年で7人交代。」「昨年の中高等学校終了試験で、国が目標とする中程度以上の成績を取った生徒の割合が47%を占め、初年度から20ポイントも上昇した。OfSTEDの監査は2001年に『潮が変わった』としており、ケンブリッジ社は昨年、5年間の契約更新を勝ち取っている。」

このことを、あくまでも英国の制度であり、日本には関係ない話といえるであろうか。読売新聞は「日本の改革 英を参考」として次のようなコメントを出している。「最近の日本の教育改革は、学校評価や全国学力テストの実施など、英国を参考にした例が多い。地域住民らが学校運営に参画するコミュニティースクールも学校理事会制度の影響を受けている。教育再生会議で提言された教育委員会の第三者評価も、イングランドの監査を意識している。」これが真実であれば、安倍前首相が教育改革会議を立ち上げ、あるいは文科省が中央教育審議会に審議させている各種の教育改革政策は、英米国が先行した教育の私企業化の模倣にしか過ぎないと思える。文科省若手官

僚の政策提言「国家百年の計」(ぎょうせい 2007)にも日本で行われようとしている第三者評価の先進事例として英国の教育水準局(OfSTED)の取組が紹介をされている。

### (註3)

5 学校事務の共同実施・学校事務センターは教育委員会事務局の機能との教育行政での役割分担の新たな試みであるが、次のステップの形態として学校現場には学校事務が不存在かあるいは委託・派遣労働者が短時間勤務する形態となることは予想できる。すでに神奈川県立学校の学校事務の集中化計画(学校事務センター構想)の当初案では、事務長は職員室に配置、事務室は委託職員による窓口業務等とされていた。これまで義務制諸学校の学校事務職員は一、二名の配置のため学校事務の組織化のモデルケースを高校事務室組織に見てきた。そのモデルケースの先行きが不安となっている。今後、都道府県立学校の事務職員は定数法による配置基準が守られるかどうかは別にして(定数は短時間再雇用職員の配置でも可能)、学校事務センター化により職の将来ビジョンは描けないことになる。また、義務教育費国庫負担制度が1/3に削減されたが、補助金負担金が残っているため、義務制小中学校に学校事務職員を名目上は配置しなくてはならない。このことから臨時職員化までの合理化は進んでも、次のステップとしての委託・派遣化は、都道府県立学校事務職員に比べると困難性があると考えられる。しかし、学校の公設民営や教育委員会機能の私企業化は日本でも進められており、その1つの準備作業として学校事務の共同実施・学校事務センターの本質があることは英国の事例でも明らかである。

## (2) 教育基本法・教育三法の改悪・教育振興基本計画、新人確法体制

この1年間で公教育をめぐる動きがどのようにあったのかを整理する。教育基本法の改悪は、安倍前政権下の「美しい国」=日本というナショナリズムによって格差社会の亀裂拡大を覆い隠す政策という役割がある。改悪された学校教育法21条3で「わが国と郷土を愛する態度」を養うことを新たに加えている。グローバル化と地方自治の拡大のなかで「国」をイデオロギー的に強化することで「国民」のなかの亀裂を覆いつつ、37条等で学校職員組織のピラミッド体制を築き、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改悪して教育の分権化を巻き戻すような地方教育委員会への文科大臣による是正・改善の「指示」が加えられた。さらに、知事が認めることで教育委員会が私立学校に助言・援助ができることも加えられ、私学への管理介入の道が開かれた。同じく教育職員免許法が改悪され、10年更新制度が新たに導入された。これらは国家による教育の統制以外の何者でもない。あわせて、教育基本法の改悪により教育振興基本計画の策定が始まろうとしている。行政評価の一環として位置づけられるものであるが、これが更なる文科省による教育政策の計画実施を地方に迫る強制的な手段となることが予測される。

地方教育行政の自主性は教育の自治にとって不可分の問題である。だが、それを担保するといわれた教育委員会の現状は一部を除いて形骸化された行政委員会である。

教育委員会といわれる制度の実態は教育委員会事務局である。教育委員が非常勤であり、実質定例の教育委員の会議に参加することのみが任務となっている。地教行法第26条2において事務局に委任できない項目を列挙し教育委員会の役割を強化する改正を行った。だが、教育委員の選任において都道府県知事の政治的意向が発揮される場合も見られる。石原東京都知事（米長邦雄）や上田埼玉県知事（新しい歴史教科書をつくる会の副代表であった高橋史朗）である。他方、愛知県犬山市に見られるように市長が代わると第一回全国一斉の学力テスト不参加を貫いた教育委員会との軋轢を生じ、委員を任期代えに伴って差し替えられる状況も発生している。

国家による教育内容の強制は各市町村教育委員会に指導主事を配置することを強く迫ったことにも現れている。これまで地教行法では「市町村教育委員会事務局に所要の職員を置く」（19条2）となっていたのを「指導主事を置くことに努める」と改正した。2005年度でも指導主事の配置は全国平均で46%、小さな教育委員会では未配置が見られた。この人件費は小さな教育委員会に大きな負担を与えることになる。

地教行法はまた教職員の転任人事について市町村教育委員会の「内申をまって」から「内申に基づき」に言葉が強められた。ただし、転任以外の人事異動は従来 of 如くである。現職者がいる、区市町村から地元の教育委員会の意向に反して転出されないという、内容である。教職員政策 = 新人確法体制（新人確法体制 = ピラミッド体制へ文科省の概算要求）を深化させつつ、中核都市から強い要望があった教職員の人事任用の独自化には最小限の対応を行った結果である。区市町村身分でありながら、基礎自治体の人事意向が尊重されていない状況は、根本的には改善されていない。

### （3）教育における私企業の活性化

文科省は、教育の地方分権には積極的ではないが、教育を国が管理すること、そして私企業も文科省の意図した範囲での営業活動による浸透を歓迎している。

文部科学省は、研究指定方式を改め公募方式による「新教育システム開発プログラム」52プロジェクトを今年6月に発足させた。約15億円の経費で、目に付くのは「企業・NPOの知見を活かし、学校の外からの提案を試行研究」という企てである。1/3のプロジェクトが私企業等からの提案である事を文科省初等中等局財務課はポイントの一つに掲げている。

例えば、株式会社キャリアリンクは地域志立学校を模索し、具体的には杉並区立和田中学校をモデルとした研究を行っている（採択番号11）。和田中学校はリクルート出身の藤原和博校長のもとに、地域や知り合いの企業を動員した学校経営を行い、2008年度予算における文科省概算要求の柱の一つである事務の外部化のモデル学校となっている。

（株）栄光は教員の派遣について研究を深めようとしている（採択番号39）。ボランティア教員のあり方とともに、「民間企業で既に成功実績のある『教員派遣システム』の適用について」を実施協力機関（株）エデュケーションナショナルネットワー

ク、(株)創造開発研究所等と文部科学省の予算で検証をおこなうのである。(株)栄光の北山雅史社長は「学校を公設民営化すべきです。学校を造るには30億~40億円かかる。これを民でやるのは財政的に難しい。公立学校の場合、1人の生徒の指導に年間110万円くらいかかる。私学は70万円。民営化すれば40万円浮きます。それを保護者負担分に振り替えればいい。」(毎日新聞 2007/12/19)と公言している。(株)栄光は大手学習塾を運営し、そのグループ企業エデュケーションナショナルネットワークは約1万6千人を登録して私立高校を中心にした440校に教員を派遣している(東京新聞 2007年8月24日)

人材派遣会社は、教員の派遣を狙い目の一つとしている。既に、会社再生法適用を申請したNOVAが大阪市を始め外国語講師(ALT)を派遣していて、悲惨な結果を招いていることは既に述べたとおりである。公立学校の教職員を派遣で成り立たせようとする目論見の一つをこの新教育システム開発プログラムに見ることができる。民間企業の市場開発に研究費を払う文科省の姿勢は、癒着の事例として歴史的に評価されるであろう。

2007年4月24日、全国学力テストが実施され、愛知県犬山市以外は参加した。小学校6年生と中学校3年生の計240万人が文科省の意向によって国語と算数数学の2教科の学力・学習状況調査を強制的(保護者の同意がないという点で)に受けさせられたのである。66億円で、公募方式で委託された。委託業者(取りまとめ代表)は小学校がベネッセと中学校がNTTデータである。NTTデータは旺文社グループの教育測定研究所と組んでいる。なお、応募機関はこのほかに河合塾、Z会、日能、三菱商事などが参加した。実施要綱によるとテストの発送回収、採点集計、評価を加えて教育委員会・学校への報告が含まれている。情報漏えいなどという次元ではなく、全国テストのノウハウが民間業者にのみ蓄積される点が大きな問題である。全国調査は民間業者無しには実施できない。この全国学力テストのモデルは、英国のサッチャー政権下で行われた教育改革の中で実施されるようになったナショナル・テストや米国のブッシュ政権下の「落ちこぼれゼロ法案」による全国一斉テストの実施にある。

英米国の公設民営の実態に言及しなくてはならない。佐々木賢氏は先の論文で、次の記事を紹介している。英国の「ブレア政権はテスト成績の悪い公立高校を廃し、『City Academy』という民間委託校を2010年までに50億ポンドをかけて2000校作ると宣言している。政府は各学校に2500万ポンドをかけて、校舎を建築し、運営費もだすが、請負民間企業は200万ポンドをだすだけで、しかも民間理事会は学校の統制権とカリキュラム権を与えられるという。政府はこれを『国家資金による私立学校』と称している。地方教育委員会の監督を受けずに学校経営ができる仕組みだ。」(ロンドンタイムズ 2005/3/29)。同様に米国でも「2001年秋に、ペンシルバニア州知事マーク・ジュワイカーは、公立60校の経営とあわせて、全公立学校の中央管理システムの運営をエジソンと契約することを提案していた。そして翌2002年4月17日、州の学校改革委員会は、エジソンに引き渡すのは20校のみとする決定に達した。地域全体は売り渡さ



れなかったものの、いくつかの契約が結ばれた。エジソンが20校を経営するのにくわえて、テンプル大学およびペンシルバニア大学の二大学とチャンセラ・ビーコン・アカデミーズやビクトリー・スクールズなどの小規模な営利企業数社とが、あわせて25校の経営を任されることになったのだ。p287」(「ブランド中毒にされる子どもたち」 アリッサ・クォート 2004年 光文社)(註4)

英米国では、公設民営の学校には多額の政府や地方公共団体の公費が投資され、それが私企業の利潤となる。そして学校経営は「金属感知器と警備員」とによって成り立つ。日本が手本としているシカゴ学派が指導する新自由主義の教育政策の実態である。日本でも、刑務所の公設民営化が始まっていることを思い出すのは、脈絡のないことだろうか。

#### (4) 文科省の概算要求分析

2007年8月末に明らかにされた文科省の概算要求は、いくつかの特徴のある概算要求であり、興味深い分析ができる。安倍前首相の美しい国づくりを受けた新教育基本法—新人確法体制のための予算付けという政治的色彩の強い予算要求となっている点である。参議院選挙で示された民意は安倍前政権の基本政策にノーを突きつけ、これまで進んできた新自由主義政策・格差社会のあり方を見直すことを求められたにもかかわらず、前政権方針の忠実な具体化に固執した。2008年予算は格差社会の是正を基本とすべきであったのに、である。少人数学級や経済的困難な地域や家庭の子どもを配慮した予算方針が出されなければならなかったのである。だが、教員の多忙化対策を全面に出し、子どもとじかに触れ合える時間を確保するという教育業界受けする論調を概算要求の基調に据えた。しかし、これは財務省・総務省の小さな政府を目指す姿勢に、大きく隔たる要求である。2005年11月24日の閣議決定「総人件費改革実行計画」(註5)や「18年度予算編成に当たっての財務大臣と文科大臣の事前協議(2005年12月16日)」(註6)とは異なる。従って検討は「自然減を上回る純減」であるべきであった。しかし、教職員配置の検証を教員の多忙化対策など、逆に定員拡大の方策として行い、今回の概算要求となったのである。当時、再任された伊吹文科相は「最も直近の国会の意思は、(行革推進法の成立後に議決された)学校教育法だと思っている。従って、学校教育法に書かれた主幹教諭その他の定数を要求していくとしている。」(朝日2007/8/26)と強気の発言をしている。その背景は安倍前首相の「美しい国」作りのための教育再生(教育基本法改正、教育三法改正)であり、教職員管理・配置の新たな体制作りである。安倍前首相はこれまで、憲法改正や教育再生など「戦後レジームからの脱却」を政策の前面に押し出してきた。これに対応する文科省の予算作成である。

なお、行革推進法(2006年5月)の第56条3には「政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成18年度

中に結論を得て、平成 20 年 4 月を目途に必要な措置を講ずるものとする。」と記されている。これに、民主党は、この条文の削除と人確法に教職員数充実を新たに加える改正を 2007 年 11 月 29 日、衆議院に提出した。少人数学級を求めた定数拡大は必要であるが、人確法という学校職員の差別分断政策の法律は廃止すべきであると、考える。

5 概算要求において教員の多忙化の基礎となった調査を見てみよう。それは人確法案廃止など給与見直しに対する中教審のワーキンググループによる調査である。委託研究調査として小川正人を代表とし、業務をベネッセコーポレーション・ベネッセ教育研究開発センターが担う「教員勤務実態調査」である。ここでも私企業が政策実施過程で重要な位置を占めている。教員給与が高い(特に教職調整額 4%)との批判への反論として、教員の多忙化を演出する意図で行われていた。この調査では職務命令の有無や部活動が公務であるかどうかや持ち帰り業務(風呂敷残業)も個人の判断とし、30分ごとの区分で記入する任意性の高い調査である。この調査は、教員の多忙化を強調することの狙いを持ち、それは学校事務職員への教務事務の下請けに当然の如く連動する。調査結果は 34 時間平均の超過勤務実態があるとされた。これを受けて文科省は  
10 教職調整額方式を改め、超過勤務手当(時間外手当)を実質支給すべきところを、半分の 17 時間を調整額の増額(重要ポストの教員には傾斜をかけるメリハリという名のお手盛り)と、残り半分の 17 時間を三つの施策によって多忙化解消をする案文を作り上げた。以下三つの政策について詳しく述べることにする。

#### 20 イ、義務教育費国庫負担金関係

定数改善；「教育再生のため、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成をめざす教職員配置(2008 年度から 3 年間で総数 21362 人の定数改善)を掲げた。2008 年度要求人員の内訳としては、主幹教員によるマネジメント機能強化として 11007 人(初年度 3669 人)、教員の事務負担の軽減(複数校の事務を共同実施する体制の整備促進(事務職員の配置))として 485 人。特別支援教育の充実として 903 人。食育の充実(栄養職員)として 157 人。習熟度別・少人数指導の充実として 1907 人。合計 7121 人である(167 億円)。最終 2009 年度には改善増 1362 人 - 自然減 7100 人 = 14262 人の配置となる。(初年度の改善増 7121 人 - 自然減 1300 人 = 差し引き 5821 人)。学校事務職員を中心とする分析は後ほど行う。

30 教員の差別的な給与体系の促進；基本方針 2006 による教員給与の縮減(2.76%)を実現しつつ、「適切な処遇としてメリハリのある給与体系の実現」として副校長、主幹教諭、指導教諭の処遇。部活動手当等の抜本的拡充。校長、教頭の管理職手当の拡充。以上 3 項目を 2008 ~ 2010 年の 4 年間で実施するとしている。すなわち一般教職員の給与は圧縮して上に厚い給与体系をめざしたものである。どのように改変するのかは後述する。

#### 35 ロ、外部人材の活用と事務の外部化

戦前の総動員体制を思い出させるような「社会総がかりでの教育再生」とスローガン化された政策の一つとして定数措置が挙げられるが、その他にも注目するのは外部人材の確保と、事務の外部化である。外部人材の活用は小学校高学年での専科や、小1 問題・不登校等の課題を、非常勤講師を措置することで対応するものである。委託費として3年間で15000校(228億円)、初年度5000校(77億円)である。委託費として計上するので人件費増として反映されない。

次に事務の外部化である。事務の外部化というと教員の多忙化、特に教務事務の外部化と思われるが、そうではなくて実際はボランティアを募って学習支援が構想されているのである。地域に学校支援地域本部を置き、学校支援協力者やボランティアを人材バンクに登録する。総合的な学習の時間の指導者や、部活動の指導、学校図書館支援などが学校支援協力者。学校支援ボランティアに教員免許状所得者や校内環境整備の支援として造園業関係者・電気技師等が例示されている。なお、「地域の教育力の再生」と括られた学校支援地域本部や地域ボランティアの活用は初等中等局の所管ではなく生涯学習政策局の要求となっている。

このことを「学校支援地域本部：土曜補習や校庭整備、ボランティア『先生』 小中学校で文科省方針」(毎日新聞2007年8月24日)との表題で「こうした活動は、既に東京都杉並区立和田中などで行われている。地域本部は中学校や公民館に設置され、文科省は和田中などのケースを参考に地域の实情に合わせて同様の活動を行うことを想定している。」と報じている。和田中学校といえば、2003年以来リクルート社出身の藤原和博氏が校長となり、また来年3月に退任すると同じリクルート社元社員で教育情報関連会社の経営者が次期校長に予定されているリクルート世襲学校である。リクルート社と言えば、「リクルートスーツ」と戦後最大の疑獄事件「リクルート事件」が思い出される。リクルート社は人材総合サービス事業を主要な業種とする会社である。この会社はかつて関連会社リクルートコスモス社の未公開株の店頭公開前に主要な政治家に譲渡した。その中には安倍晋太郎氏もあり、首相となる時期を逸したと言われたのである。1989年に東京地検が贈収賄の捜査を行った4ルートの一つに文部省があったことはすでに歴史のかなたに忘れ去られている。しかし、リクルート社が人材派遣も業務内容とする会社であり、今後、学校の公設民営化につながりかねない学校経営のノウハウづくりを疑わせる動きをしていることは覚えていても良いのではないだろうか。この他、教育産業が公設民営のノウハウに乗り出している事例としては足立区立五反野小学校があげられる。2002年度からコミュニティ・スクールを行っていた五反野小学校へベネッセ・コーポレーションの経営企画本部・全支社事務局長の要職にあった三原徹氏が校長に2004年に着任している。

なお、和田中学校は2008年4月から学校を民間塾(サピックス)に開放し、低額の進学塾を開く。毎日新聞や朝日新聞(2007/12/9)が伝えた内容によると、学校支援地域本部が主催する形をとっている。低価格なのは当然である。進学塾の店舗を構えなくて良いメリットがあるからだ。特徴は進学目的にあることである。これまでの地方

自治体が開いた私企業による「塾」は、補習がメインであった。(註7)藤原和博氏は公設民営を「真の公立校」と表現している。公設民営を「真の公立校」だと表現する言い換えは妙である。(註8)

5 杉並区が2007年8月1日付で発令した、独自予算での課長級の区費職員を副校長として配置し副校長2名体制とした2校のうちの一つが和田中学校である。(註9)和田中学校のケースを参考にするならば、区市町村は自前で課長級副校長(市区町村費職員)を配置することも考えなければならないのだろうか。(神奈川県厚木市は、2005年度より、行政職「副校長」を配置していたが、学校教育法改正を理由として、逆に2008年度以降の廃止を行う方針である。)

## 10 八、メリハリのある教員給与

校長の管理職手当は15~17.5%を17.5~20%に、教頭は同じく12.5~15%を15~16.25%に引き上げる。副校長には教頭と同じ級として管理職手当のみ上積みする。主幹教諭、指導教諭は給与表に新たな級を新設。教員勤務実態調査で明らかとなった平均34時間の残業時間を事務の合理化、教員定数改善、外部人材の活用で、平均17時間に圧縮し、この17時間分(支給率換算12%、現行より700億円増)を休職教員の除外、主任など多忙な教員への増額という傾斜配分をかけてメリハリをつける。800億円から昨年合意した教員給与が地方公務員一般職員を上回る優遇部分2.76%(430億円)を引いて370億円増として概算要求に載せている。(官庁速報2007/8/31)

20 改めて言おう。85%に及ぶ一般教職員が相互に支えあい、地域に生きる子どもを見つめながら学習の支援をしている状況こそが正常である。授業に専念しそれ以外は学校のマネジメントをする人々(校長、副校長、主幹教諭そして共同実施で教務事務の請負にまい進する学校事務職員や本採用教員を補助する非常勤講師、事務の外部化を担うボランティア)に任せることは、教える対象が生活を背負った「子ども」から「児童生徒」になることであり、生活から切り離された抽象的な児童生徒を想定することは格差社会の現実を見失うことである。それは子どもの学習による格差を拡大するだけでなく、教員自身も塾や予備校の講師のように細切れのカリキュラムを担う臨時非常勤の道を歩むことにもつながる。地域に根ざして生活している子どもの家庭状況や地域の格差状況はマネジメントする人々が全体像を把握し、教員はそのフィルターを介してしか、登校あるいは不登校する児童生徒に接するしかなくなるのである。全体性を持った子どもから教授の対象として切り取られた児童生徒に「学力」を強制的に注入する授業風景が出現する可能性が高い。このような効率化の仕組みを作ることは、学校を「公設民営」するためには重要な下地作りである。

30 格差社会であるからこそ、教員は授業のみならず児童生徒としてではなく子どもとして接する必要がある、そのために多忙であるなら、一般教員(教諭・養護教諭)の増員によって少人数学級を行うのが唯一の道である。だが、それは格差社会の亀裂を深め、これを糊塗するために「郷土愛、国家愛」を説く政府・文科省には受け入れられ

ない。

## 二、教員の事務負担の軽減

5 学校事務職員増 1456 人（初年度 485 人）の算出根拠は、複数校の事務を共同実施する体制の整備促進として 12 学級以上の中学校の 2 校区に 1 人の事務職員を加配する、というものである。

10 実は、学校事務の共同実施のなかでも、教員の多忙化対策を掲げないと、この加配措置は文科省から与えてもらえないのである。教員の多忙化対策要員がどのように政策誘導されてきたかを振り返ってみよう。その第一弾は、沖縄市他 4 ヶ所で 2006 年 7 月以降、文部科学省の「教職員配置に関する調査研究委託事業」の一環である「事務の共同実施による教職員配置の工夫に関する実践研究」の委託からである。

15 特徴的なのは「これまでいわゆる教員の事務仕事といわれる業務について、事務職員が新たに当該業務を担うことにより、教員が授業活動に専念でき、学校の主体性と教育力の向上が図られる学校事務のモデルの創造を行う実践的研究を実施する」とされていることである。学校事務の共同実施は、内部事務の集中化、アウトソーシングという行政全体の合理化の流れから、学校現場特有の教務事務の外部化に重点が移り、変質しようとしている。

20 共同実施によって学校事務職員の業務とする次のステップの研究は、応募方式に代わった「新教育システム開発プログラム」に追加採択（2006 年 11 月 14 日）された 16 プロジェクトの一つ採択番号 4「教員の事務負担を軽減し、学校経営機能を強化する効率的・効果的な事務処理体制の在り方に関する研究」（学校経営支援システム研究会代表清原正義兵庫県立大学環境人間学部長）である。ここでの研究は、過疎地を多く含み、合併等で弱体化した教育行政を補完する役割も果たしながら教務事務の IT 化による集中処理の実証研究を行っている。そもそもそれぞれの個別教務事務は単位事務量としては少量であり、すでに校内 LAN によって IT 化による減量を実現している学校も全国的には多く、またプログラムの開発が終われば単純な入力作業しか残らず、本採用事務職員が拠点校等に詰めて集中処理する意義も少ないと考えられる。ましてや、わざわざ加配をしなければならぬ根拠は少ないと考えられる。学校事務の最終形態を考えるなら、この手厚く過保護な政治対応も納得できる。それは、学校事務の共同実施・学校事務センターの設立は、このような下地作りの後に来る教育行政全体の公設民営の必須過程であるからだ。

30 35 なお、2006 年施行の行革推進法では「公立学校の教職員とその他の職員の総数について、児童生徒の減少を上回る純減」を、国と地方に求めている件と整合性をつけるに当って、「その他の職員」にあたる用務員や給食調理員の人数が減っている分を、教職員の増員に回すことで総数としての純減差し引きで体面を作ろうとしていることは強く批判せねばならない。

## ホ、2008年度文教予算の結着

2007年12月18日、渡海文科大臣と額賀財務大臣との折衝により、定数改善は小中学校1195人増（校長を補佐する管理職員としての主幹教諭1000人、特別支援教育担当教諭171人、栄養教諭24人。教務事務の下請けをする学校事務の共同実施加配は、当然のようにゼロの合意であった。外部人材と事務の外部化についていえば、非常勤講師が、およそ7000人分の29億円とし、少人数指導の充実としているが、主幹教諭の持ち時間数の半減の穴埋めという報道もある。非常勤講師の拡大活用は地方教育委員会による直接雇用から私企業による労働者派遣を常態化させる方向に行くことであろう。先に新教育システム開発プログラムに（株）栄光の事例を挙げた。まるで示し合わせたようなタイミングの文科省の委託研究である。また、部活動や学校行事などに地域のボランティアらを活用する学校支援地域本部には40億円を配分。1350市町村に設置する方向である。あえて、学校支援地域本部を作る理由は、和田中学校に見られるように学校としてできない塾の利用など民間活力の導入があると思われる。和田中学校の藤原和博校長の出身企業であるリクルート社は人材派遣最大手のスタッフサービスを買収する計画（朝日新聞2007/12/21）を明らかにした。実現すれば人材派遣業界最大の売り上げ企業（2位のパナソグループの2倍以上）となる。

メリハリのある給与では部活動の増額と副校長・主幹教諭等の待遇改善が実現した。が、主要な狙いであった教職調整額の増額は先延ばしとなった。また、義務教育等特別手当は2009年1月から1/3に削減される。新人確法体制の確立が着々と進む構図が現れている。管理体制強化としての主幹教諭。そして非常勤職員の大幅な増員を賄う派遣会社の台頭。学校支援地域本部が、ボランティアの手配からやがて進学塾等が学校現場に入り込む窓口の役割へと変質して行く道筋が透けるような結着であった。総じて公設民営への道半ばにあって、学校事務の共同実施は加配という「優遇」措置のないままに教務事務の外部化の受け皿となって行くことが強いられている。

## 3 地域に根ざした学校、学校事務の取組み

### （1）歴史の峠

神野直彦氏は現在を歴史の峠と比喻する。「福祉国家が行き詰った歴史の『峠』で、福祉国家を克服するシナリオとして、二つのシナリオがせめぎ合っている。一つのシナリオは市場経済の原理である競争原理を、社会のあらゆる領域に解き放ち、『小さな政府』を目指して『競争社会』を実現しようとする新自由主義のシナリオである。もう一つは『協力社会』のシナリオである。『協力社会』のシナリオでも、市場経済原理という競争原理で営まれる領域が不必要だとは唱えていない。市場経済という競争原理で営まれる領域を活性化させるためにも、協力原理で営まれる領域が強力に機能する『協力社会』を目指す必要があると提起しているにすぎない。p10」「ところが、日本での教育改革はトップ・ダウンの改革である。それは人間を経済成長の道具として位置づけた教育改革であると言い換えてもよい。人間として成長して生きていくこと

を諦めさせ、従順に道具として生きていく生活態度や、道具としての能力を身につけることが優先される。しかし、経済行動の道具として要求される能力は、一瞬のうちに変化する。そのため道具としての能力は、身につけた瞬間に陳腐化していくといっ  
5 てよい。p33」「教育改革でも教育の『点』を見失ってはならない。教育の『点』とは社会の構成員を育てることであり、社会の構成員の自己成長を助けることにある。p  
40」「教育の条件」2007)(註10)

日本も新自由主義の考え方から「協力社会」へ舵を切りなおし、教育の私事化を礼  
10 賛するのではなく、「社会の構成員の自己成長を助ける」ことに教育の原点を作り直す  
べきである。

ただし、「社会の構成員」という場合、市民社会を指すのか、国家に統合された国民  
15 を指すのかでは意見が分かれる。地方分権は市民の自治を意味し、教育もシビルミニ  
マムを設定する。しかし国家統合を優先すれば、教育もナショナルミニマム(ナショ  
ナルスタンダード)を優先させる。

市川昭午氏は衆議院文教科学調査室講義(2004~2005)をまとめた「教育の私事化  
20 と公教育の解体」(2006)において教育の私事化を厳しく批判する。市川昭午氏は、近  
代公教育は近代国家の国民統合政策として生まれた経緯を尊重し、ナショナル・ミニ  
マムを優先させる発想を持ち、したがって義務教育費国庫負担制度は維持方針である。  
その市川昭午氏は義務教育の目的を次のように分析する。「第1は個人の人格の完成に  
25 必要な教育と学習の機会を保障することである。これは義務教育を含めて学校教育を  
完全な“私的財”とみなすものであるが、この考え方からすれば、国民は学校選択の  
自由を享受すべきであり、学校経営は民営化されて然るべきである。行政は無償ない  
しは低価格とするために補助金を交付する他、最低限の監督をするだけで足りる。監  
30 督の内容は主に達成基準の設定と達成状況の評価である。第2は国家・社会の形成者  
の育成という集合的価値を実現することである。この場合にはコモンスクールが基本  
的な形態となるが、この立場は重点の置き方によって二つに分類することができる。  
一つは地域の子どもたちを育てることを主眼とするものであるが、これは義務教育を  
35 “地方公共財”とみなすことになる。この考えからすれば義務教育の管理運営はすべ  
て地方に任せるべきであり、国は地方に対し財源を保障するだけで足りる。もう一つ  
は国民国家の成員を育成することを重視するものであるが、これは義務教育を全国的  
な“公共財”とみなすことになる。この考えからすれば義務教育は基本的に全国共通  
であるべきだということになる。もっとも義務教育が課題とされるナショナル・ミニ  
マムはすでに達成されており、これからはローカルオプティマムの実現が課題とされ  
る場合には、地方による裁量の余地が拡大されることもありうる。“国家・社会”とい  
う場合の“社会”には当然のことながら地域社会も含まれているから、国民教育の主  
40 要な場である学校特に義務教育学校には『“国家”の学校と“むら”の学校といういわ  
ば二つの顔がある。』といわれているのもうなずける。前述したように教育基本法は教  
育目的として国家・社会の形成者の育成と並んで国民個々人の人格の完成をも掲げて

おり、国、都道府県、市区町村が義務教育に関与し、その経費を分担している。p113」

小泉内閣による構造改革以来、公教育は国民の多様な教育要望に応えるために教育改革が必要だと言われてきた。その多様な教育要望が、神野直彦氏の言葉でいえば、社会の構成員としての自己成長という側面ではなく、弱肉強食の競争社会の戦士（それも社会階層によって優遇度が自動的に決まるような）育成のプログラムための複線化を意味していることが明らかとなった。そして競争社会は、教育機関そのものの公設民営を導入しようとしている。教育機関だけではなく、地方自治体自体も公設民営の波に巻き込まれていると言える。事例をあげよう。米国による市場化テストという公設民営の成功例である。(註 11) インディアナポリス市は国際空港という「宝のなる木」があったから、工夫の余地があったといえる。目玉商品となるものがない地方自治体にとって市場化テストは大成功する可能性は低い。

## (2) 地域とともにある学校

「自治体の活性化計画に次世代への継承発展をリンクし、その地域特有の将来ビジョンと地方教育行政の展望とが一体であるような、自治体としての政策を打ち出すことが必要と思われる。」「学校の役割の長期的な視点からその地域ごとの未来を共有することが、地域の市民自治を育むこと的前提である。学校の実践もそれに対する評価も、このような大きな政策評価から下されることが望ましい。エリート校へ生徒を、何人を入れたかという受験競争の結果が、学校評価の指標であるような情けない学校評価が一部地域でまかり通っている。これでは地域格差は拡大するしかない。学校は地域の市民自治を育てる場である。地方自治体の行政組織の減量化が、それ自体を目的化するの誤りである。」(学校事務集会山口基調 2007/1/28)

以上の視点に立ち、今回は、義務制小中学校に比べて地域との関わりの希薄とされている都道府県立高等学校を取り上げてみたい。多くの都道府県教育委員会は、過疎化や少子化を理由に統廃合とともに学区の広域化(全県一区)を進めている。また、職業高校の統合、スーパーサイエンススクールなど特定のエリート校の創出と財政的な重点配分を行い、教育の格差を拡大する政策を行っている。私立学校の模倣である。だが、私企業はエリート候補生ばかりが収益の対象ではない。広域通信制高校が現在13校、来春には19校に広がる。三重県志摩市にある教育特区を利用した(株)麗光学園設置の代々木高校(通信制)は、設立3年目で500名の生徒を抱え、49の職業別コースを設定している。1ヶ月程度のスクーリング以外は自由自己学習である。それで高卒資格を得る。ソフトバンク系列の(株)ルネサンス・アカデミー社が教育特区を利用して経営するルネサス高校(茨城県太子町)では携帯電話による授業レポート提出、授業の動画配信など計画をしている(読売新聞 2007/12/5)。高卒中退者や過疎地で通学困難な子どもたちを株式会社によって運営されている広域通信制高校がターゲットにしていると思える。現在は教育特区に限られているが、2004/5 国会答弁でも明らかのように、高校の公設民営化の法案は上程一步手前まで行った状況があった。



包括的な管理委託によって教職員の身分は、公務員ではなくなる。重大な問題として今後も注視していく必要がある。

先に過疎化と地方自治体の財政力の低下により地域から通える高等学校（後期中等教育）が危うくなっている鹿児島県の事例を紹介した。ここでは地域とのかかわりを大切にしながら新たな展望を開こうとしている高等学校の事例をいくつか紹介する。その一つは長崎県の事例である。長崎県では離島留学制度を行っている。そのうち対馬高等学校には「国際文化交流コース」が、壱岐高等学校には「原の辻歴史文化コース」に「中国語専攻」がある。対馬高校国際文化交流コースでは韓国語（ハングル）の「日常会話力を身につけ、韓国の大学に留学できる語学力を養う」などを目的にし、韓国へのホームステイなどの交流を経て、釜慶大学校、釜山外国語大学校などへの進路となっている（推薦枠もある）。また壱岐高校の中国語専攻では中国人講師による中国語の授業、中国への研修・大学訪問などを経て、上海外国語大学に推薦進学（5名枠）ができる。歴史的、地理的、経済的に親交の厚い地域の特性を生かした重要な取組である。また、北海道の日本海に面した高校でも地域の漁業組合とタイアップして、廃校と廃村の危機を乗り越えている。（註12）

神戸市立六甲アイランド高校は単位制学校として神戸学をテーマに調査発表をさせている。「灘の酒造り唄」などの学習で、その結果を志望する大学のAO入試や自己推薦入試に結びつけているという。2007年12月1日の「地域連携をめざして」のフォーラムでは赤字財政に悩む神戸市にあって、市営電車の切符の紙面を企業に売り、二次元バーコードをつけて運用するアイデアが高校生によって発表された。（内外教育2007/12/7）次の展開として、高校生への学習活動のみならず、地域の教育施設として大人向けのリカレント教育にも高校は積極的に力を発揮する必要があると考える。「教育格差」（嶺井正也、池田賢市編 2006年 現代書館）は、地域社会と強く結びついた学習の事例として、岩手県立雫石高校の生徒自身が薬物中毒や性という身近なテーマを題材にした保健委員中心の「保健劇」の活動や、郷土芸能委員会による伝統芸能の舞踊が海外公演も行っている事例をあげているp82。いずれの事例も、高校もまた地域も、ともに生きていくことの可能性がうかがえる。また、朝日新聞の「産業も人もネットワーク型に（社説）」では「岩手県北上市は高度経済成長期の工場誘致で実績をあげたが、円高などで仕事を海外に取られた。この苦い経験から『空洞化しない企業誘致は人づくりから始める』という方針を決めた。コンピューターを使った三次元設計ができる人材をまとめて育成している。自動車などのメーカーは三次元設計の技術者が不足している。この仕事なら、機密保持もあって海外に取られにくいだろう。職業訓練校や大学と連携して学生や若手社員を教育しており、やがて、『地場産業』へ育てて行く構想だ。」（2007/12/25）という画期的な取組が紹介されている。

義務制小中学校の設置者は区市町村である。設置者は、都道府県費教職員給与以外には財政負担をおこなう。既に述べたように財務省は財政効率化の視点から小中学校の統廃合の推進を迫っている。だが、小規模自治体では自治体独自で中学校を維持でき

ない事例も生まれてきている。長野県平谷村と清内路村とは阿智村にある村立阿智中学校にそれぞれの中学校を統合する決定を 2007 年 9 月末に行った。義務制学校の維持は地方自治体の運営の根幹部分にある。改めて自治権とは何か、を問われる事態となっている。

5 同じように過疎化と少子化に悩む小規模自治体でも別の方法を模索するところもある。たとえば、北海道積丹町余別地区の取組である。余別地区は北海道後志支庁北端で、札幌市から 100 k m の漁村集落群であり、余別小学校の児童数は 14 名である。余別小学校を改築するとともに既存の小学校体育館をコミュニティセンターとして再利用、小学校の特別教室の一部もコミュニティセンターに配置された。小学校とコミュニティセンターを結ぶ空間を「まちのみち」として小学校の図書館をかねた図書・メディアスペースを設けて地域住民との共同利用を図っている。町役場の支所も設置され、複合施設の運営には共同の管理運営委員会が立ち上げられ、これが次のステップとしてのまちづくり推進母体となる可能が期待されている。これらの取組について北海道大学大学院工学研究室が参加している(日本建築学会大会学術講演集〔北陸〕2002  
10 年 8 月)。「地の人風の人」の組み合わせである。京都市には学制発布に先立ち、京都の町衆が自立的な小学校の建築運営を行った。番組小学校と呼ばれ、役場や警察機能と一体となった地域のコミュニティセンターとして機能した。今日でも、「京都では町でも通でもなく学区が生活の基本」とさえいわれている。余別小学校の事例は、多機能なコミュニティ機能を併せ持った小学校として番組小学校を思い出させる。過疎地のみではない。札幌市立資生館小学校は子育ての複合施設として作られ、管理運営も  
15 共同で行っている点に画期性がある。

地域間格差あるいは合併にともなう合併自治体内格差、そして家庭間の格差は、亀裂を拡大し、学校内のいじめ・不登校・暴力などを生み出している。それは地域社会での摩擦や犯罪の増加とも同じ構図として「愛国」では覆いきれていない。格差自体を  
20 縮小する政策が必要である。神野直彦氏が言う協力社会として、地域「社会の構成員の自己成長を助ける」ことに教育の原点を作り直すことである。地域のあり方とともにある学校の将来を考える試みは以上に見てきたように、既に始められている。

### (3) 学校事務領域の取り組み

30 学校事務集会では、金沢集会で学校と学校事務の百年構想を打ち上げた。「学校の機能は時代の要請によって変化してくる。しかし、地域に根ざした学校を思うとき、少なくとも三世代を越える学校の役割に着目することが大切ではないか。学校の運営は、自治事務である。地方自治に基づいて、地域の豊かさを継承・発展させる役割を担って学校が存在する。三世代 100 年の見通しを持ったセンチュリー・スクール構想を自治  
35 労学校事務協議会として発想していきたい。それは年数的にも 100 年間持つ耐久性を備え、時代の要請に柔軟に対応できる機能を持った学校であるとともに、三世代が同時に活用できる複合的な施設・機能を持った新たな『学校』への飛躍である。」と。

また、山口集会では学校事務の共同実施・学校事務センター＝中二階論を軸にして問題提起を行った。

今回は、持続可能な地域社会を求める学校の百年構想と直近の学校事務の再編成案である学校事務の共同実施・学校事務センターへの対処とをつなぐ論点として以下の問題提起を行ってきた。それは、新自由主義的な教育政策により日本でも英米国に見られる教育行政・学校の公設民営の試みが各分野で始まっていることを明らかにした。これは地方教育行政のみならず、地方自治体全体の公設民営化の一環としてもある。

そして、文教政策に限定すれば、新教育基本法という画期を期して、一段とナショナリズムと公設民営とが手を結んだ政策が実行される峠に差し掛かっている。それは人事政策では新人確法体制であり、かつてのような教員とその他の学校職員という単純な図式ではなくなっている。教員の多忙化対策として打ち上げた政策の実態は、教員の機能縮小であり、非常勤講師化への行末が見受けられる。これと同じく、学校の管理部門の拡充として管理職員の権限強化・管理スタッフの増強と並んで教務事務の学校事務職員への移行が意図されている。しかも、学校事務部門は学校の外に外部化される形が鮮明である。

このような政策に対して、学校事務職員は、合理化とバターの学校事務のみの権限拡大とか地位の向上とか、給与上の位置づけの改善という目の前の餌に釣られてはならない。地方自治体の活性化、教育行政の民主化、学校の機能改善という格差社会の亀裂を縮小する具体的な積み重ねから、将来展望を拓いて行くことに学校事務職員としての活路を見出すことを志向したい。そうでなければ、部分部分で進められている公設民営の下地作りが終わった時点で、丸ごとひっくり返るような状況が迫ってくるからである。

長期的な政策としては「持続可能な地域社会」を作るための世代を渉る政策の実現である。時代転換を促進するためにも、教育再生に名を借りた「教員の多忙化」ではなく、格差是正のための教育政策と定数・配置計画こそが求められるものである。具体的には就学前教育、補習学習と少人数学級の拡充・制度化である。すでに、中学校の半数以上が放課後の補習を実施・実施を検討している。(註 13) これに対する十分な定数・予算措置は行われていない。また、学校事務の定数改善も教員の多忙化を軽減するための配置ではなく、義務制では名目は「12 学級以上の中学校の 2 校区に 1 人の事務職員を加配する」という複数基準の改善のみとし、合わせて「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 9 条（学校事務職員）の 4 項」にある就学困難な児童生徒にかかる奨励についての国の援助に関する法律第 2 条の規定からする配置の改善、同法律施行令第 4 条にある配置の算定基準の 25/100 を改善する措置がとられることを追求すべきであると考え。また、憲法第 26 条の規定にあるように義務教育は無償の原則に立っているのであるから、給食費や学校の教育課程で使用する教材は全て自己負担ではなく公費支出にすべきものと考え。世界的に比較しても日本の公的教育費予算は決して上位にあるのではない。当面、給食費の公費

化、その前段として保護者負担を校長一存の私会計にするのではなく、負担金として保育園の保育料などと同じく公的処理にすべきである。これらの政策は戦後レジームからの転換を図り国権的な教育体制を築く方向にある文部科学省の概算要求とは別に、時代の核心である格差是正に向けた取組である。

こうしたことにより、格差是正から亀裂を拡大しない地域の特性に合ったカリキュラムの作成、それを支える協力社会の地域拠点のひとつである複合的な公共空間、学校施設機能の複合化などの展望を持って学校事務領域の拡充を図ることができる。

県立学校での学校事務職員の取り組みの成果を紹介したい。

岩手県立学校でも、東京都立高や神奈川県立高と同じく学校事務の大規模な削減計画が動き出した。イ) 教員が行っていた生徒徴集金会計事務を、正規事務職員を1名現場から引き剥がして非常勤事務職員2名を配置する方式で事務室に専任化させる計画と、ロ) 3校の事務処理を1本化して、1～2名の正規事務職員を削減する事務の共同化の計画が示された。イについては、内示された各校から業務量等の情報収集を行い、県教委と交渉を積み重ね、当初計画されたモデル校を減らし、また、正規事務職員を維持して非常勤事務職員を1名増員する方式を用いながら、実施校及び事務職員定数の削減を可能な限り抑えた。ロについては、概ね机上の論理で進められている共同化方式の矛盾点や欠陥を、本部の交渉や県教委が主催した県立学校事務職員を対象とした意見交換会でことごとく問題点等を指摘し、2007年度の導入を阻止した。2008年度について県教委は、削減効果も無くかつ継続性も希薄な『統合予定高同士の共同化』を苦肉の策で示してきたため、教組等との連携も行いながら、導入の完全阻止に向けて取り組んでいる。

このような現場でのしっかりした取組が、格差社会対応の新教育基本法 新人確法体制、そして教育行政の公設民営につながる新自由主義教育政策を覆していくこととなる。協力社会を目指すならば、地方自治体や地方分権に立った公教育を、私企業による利潤追求の領域にしてはならない。

自治労に結集する学校事務職員は、歴史の峠で協力社会にいたる道を足場から作りだす位置に就こう。

## 註

- 1、「私立中学校受験者は年々上昇し、特に完全学校週5日制の始まった2002年度以降の上昇が顕著になっています。その結果、2006年度では18パーセントに達しています。図5は、首都圏全体の数値ですが、東京では、その数値はもっと高くなっています。2000年度には、東京の私立中学校受験率は約20パーセントでしたが、06年には約27パーセントにも達しています。特に東京都では、約26パーセントが私立中学に通う一方で、約25パーセントが就学援助を受けるようになっており、しかも、前述のように、その就学援助率と学力との間には大きな相関があり、貧困家庭の多い地域ほど学力水準が低いという傾向が顕著になっています。こうした教育格差・社会格差が続くなら、

子どもの将来も日本の将来も暗いものとなりましょう。p25~26」(「教育改革のゆくえ」 藤田英典 2006 岩波書店)

2、「万一、本校が閉校にでもなれば佐多や根占のこどもたちは鹿屋か鹿児島に下宿して高校に通うことになる。公立学校でも授業料1万、下宿代55,000円、雑費かれこれ月7、8万円の経費がいる。私立になればこれにプラス50000円の授業料も要る。その工面ができない家庭の子らはどこへ行けばいいだろうか。p146」(「人間選別工場」 斉藤貴男 2005 同時代社)

3、「また、文部科学省では第三者評価の在り方に関する検討を進めようと考えています。(中略)イギリスの教育水準局(OfSTED)という教育技能省とは独立した政府機関が1992年に設立されており、数年に一度、監査官が全国の学校を訪問するという仕組みによって、教育の質を高めようという取り組みが実施されています。我が国としても、第三者評価の有効性、実施方法、あるいは先進事例等についてしっかり調査研究を行い検討していこうと考えています。p46」(「国家百年の計」 文部科学省未来研究会編 ぎょうせい 2007)

#### 文科省の公設民営に関する公式見解...

文科省の公設民営についての意見が表明されているのは学校についてである。構造改革特区に関する文科省の以下の見解にみるように否定的である。「学校は、『公の性質』を有するものであり(教育基本法第6条)、その設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべき、極めて公共性の高いものと考えている。営利目的で事業を行う株式会社等が学校の設置者となることは、このような学校教育の性質に鑑みれば、極めて不適切であるとともに、学校教育に必要とされる安定性・継続性が確保できない恐れがある」(構造改革特区の提案に対する各省庁の回答等)(2002/9/25)、あるいは「地方自治体法第244条の2第3項の規定により、地方公共団体が公の施設を委託する場合の委託先として、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体に限られており、また委託できる業務内容も権力的色彩のないものに限られていると解されている。よって、公立学校を維持しつつまま、修了認定等の権力的色彩を持つ行為を含めた学校の管理・運営を第三者に委ねることはできない。」(構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する各省庁からの回答)(2002/11/14)

しかし、その見解は徐々に後退してきている。今後のポイントとしては、学校への権限委譲をすすめ、学校運営協議会を拡大して英国の理事会のような形をつくる中で、私企業の学校経営への参入という段階を踏んで行われていくと考えられる。2008年度文教予算でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進に、前年度比で2倍以上の予算(47都道府県305校分)がついたことは注目されねばならない。公立学校でも、私立学校と同じ教育サービスが受けられるというのが、公設民営のうたい文句である。すでに2008年度政府にみるように、学校支援地域本部の拡充や非常勤講師の大量投入という形で、加速度的に地ならしが進められている。

教育行政組織の公設民営については、文科省は言及していない。英国によるサッチャー政権下の

地方教育当局（LEA）への権限縮小と国権の拡大及び学校理事会への権限拡大は、国と地方との役割分担の変更という色彩よりも労働党の強い地方自治政府への圧迫という政治的要素が強い。日本においては独特の行政委員会である教育委員制度によって文科省（文部省）の意向がダイレクトに伝わる構造が続いてきたため、教育行政組織への大幅な制度改変は国によっては意図されてきていない。学校事務職員が教育委員会事務局と学校をつなぐ行政職員として配置されているのは日本のみと思われる。したがって、現在、文科省によって強力に進められている学校事務の共同実施・学校事務センターの中二階システムという過度的なスタイルは、学校事務職員制度の廃止に至るグローバルスタンダード化であるともいえる。義務制小中学校の事務職員の共同実施は、当面、弱体な小規模自治体の教育委員会事務局への代行、あるいは融合が、実態として進んで行くと考えられる。大規模自治体の教育委員会事務局は、組織性が整っているため、その出先組織として大阪市の学校事務センター方式のような位置づけが考えられる。他方で、行政推進法による人員削減は、地方自治体にとって深刻な影響を及ぼし、行政サービスの低下を余儀なくされている。高校の事務職員は学校事務センターによって、人員削減のターゲットにされていることは明らかである。また、指定管理者制度の適用の動きも警戒が必要である。

行革推進法では 2006 年度から 5 年間で、公立学校の教職員について子どもの減少を上回る純減を求めている。2008 年度教職員定数増による差し引きは以下のように行われる。給食調理員や用務員など「その他の職員」がこの基準を約 1000 人上回るペースで減っており、残りの 195 人については、休職、研修中の教職員の分を充てるという考え方で、学校現場の定数は主任教諭など計 1195 人増やすことが 2008 年度政府原案となった。義務教育国庫負担職員以外はその他の職員として切り捨てる非情さが見て取れる。学校事務職員も義務教育費国庫負担制度上では学校栄養職員が栄養教諭と転換されれば、唯一の教員身分以外の職員となり、実質「その他の職員」として区分され、教務事務の外部化の受け皿としての学校事務の共同実施として学校の外に追いやられようとしている。学校事務の共同実施・学校事務センターは地方教育行政全体の公設民営化の突破口となりうる位置にある。

経済財政諮問会議（2003 年 5 月 28 日）の席上で、宮内総合規制改革会議議長が、いわゆる「公設民営方式」を解禁し、民間が公立学校を包括的に管理・運営できるようにすべきと考えている、と発言している。（第 11 回経済財政諮問会議議事要旨）これを受けて、6 月 12 日の同会議で遠山文科大臣は「高校については、社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別ニーズに応える等の観点から、公設民営的方法について、今年度内に検討することにした。検討の場は中教審だが、まずは高校について検討して行く」旨の発言をしている。（第 15 回経済財政諮問会議議事要旨）中教審の検討は「公立学校の包括的な管理運営の委託の在り方について（検討メモ）」にまとめられている。（中教審初等中等教育分科会教育行財政部会 10 回会議配布資料 2003/10/29）詳しくは「学校教育の民営化の論点と展望 英国を手がかりとして」（藤田健一 レファレンス 2004・1）

2004 年 3 月 4 日の中教審答申「今後の学校運営の在り方について」で幼稚園及び高等学校については公設民営を可能とする判断を行なった。日本高等学校教職員組合は「高校の『公設民営学校』法案に反対する（声明）」を 2005 年 4 月 14 日に出している。答申を受けて文科省は法案整備に入

ったが、内閣法制局の反対にあつて頓挫している。2004年5月20日の「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」への松井孝治氏（民主党）による質疑によって次のようなやり取りが明らかとなっている。内閣法制局山本庸幸氏答弁「その際に、公設民営学校というものの実現の方策にはいろんな方式があると思いますので、例えば、公立学校教育と自主的な建学の精神を前提とする私立学校教育とのその教育制度上の整理の問題など、いろんな点を整理された上で制度の立案をしてくださいというふうには御助言を申し上げたことはございます。」文部科学省樋口修資氏答弁では内閣法制局と文案についての相談をしたところ、「しかし、その過程で、私どもが当初予定しておりました指定管理者制度、公の施設を民間に委託するスキームでございます指定管理者制度を活用してこれを制度化を図ろうと思ったわけでございますが、この管理者制度については、ハード、いわゆる箱物を想定しておつて、こういう教育事業のようなソフトウェアについての管理委託は一般的に想定されていないんだと。その意味で、この指定管理者制度の活用についてはやはり疑義があるという御指摘を受けたものでございます。

また、そういたしますと、私どもとしてはこれ以外の制度によって包括的な委託が何とか可能としないのかということで御相談を申し上げたわけでございますが、本来、公が行うべき処分性のある行為を、教育活動、公立学校の場合はそういった処分性のある行為が、例えば退学処分とか停学処分等もございませば、卒業認定、進級、現級留め置き、様々な教育措置、処分があるわけでございますが、こういったものを私人に委託することが可能かどうかについてもいろいろ厳しい御指摘を受けたわけでございまして、私ども、なおこの公立学校を民間委託する際の法制上の課題があるというふうに感じまして、更に慎重な検討が必要ということで今回この措置を見送ったことになったわけでございますが、当然、これは私ども構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するために、法制上の課題をどういう形でクリアして、どのような方法でもって対応すべきなのか、その実現に向けた検討を私どもとしてはさせていただきたいと、引き続きさせていただきたいと思っているわけでございます。」

4、エジソン社は「ニューヨークを基盤に22州と首都ワシントンで133校以上の公立学校を運営する上場会社、エジソン・スクールズ」である。既に公設民営化が既成路線となっているアメリカでは、「エジソンと対立しつづける公立高校の生徒たちは、おもに二つの根拠ゆえに行動している。第1に、彼らはエジソンを、若者とりわけ有色人種の若者を利益を獲得するための頭数としかみなさない、巨大な企業社会の一部であると考えた。第2に、金属感知器と警備員を完備したエジソンの学校は、ますます強化されつつある生徒に対する管理の究極の形であると考えたのだ。p290」（「ブランド中毒にされる子どもたち」 アリッサ・クォート 2004 光文社）

米国の公設民営に関して鶴浦裕氏（「文京学院大学外国語学部文京学院短期大学研究紀要第3号～第5号」2004～2006、「チャーター・スクール - アメリカ公教育における独立運動」勁草書房 2001）がペンシルベニア州やニューヨーク市の実態を論じている。ペンシルベニア州知事は2001年フィラデルフィア市学区教育委員会を解散し、学校改革委員会を設置し、学区の運営を委託した。このとき教育委員会幹部職員325人が解雇されたという（ニューヨークタイムズ2002/3/17）。

『学校を寄りよく理解するための教育学』第5章学校事務職員制度(2008/1 学校事務誌別冊 学  
事出版)で太田直子氏は、学校事務制度論の潮流を概括した後、黒崎勲氏の論考を評価しつつ、英  
国のサッチャー・ブレア政権と続く英国の教育改革を「品質保証」と位置づけている。英国の地方  
教育当局については清田夏代氏の「現代イギリスの教育行政改革」(勁草書房 2005)がある。ブ  
5 レア労働党政権の教育政策を基本的に評価している。教育相による介入によって外部委託を始めた  
8つの地方教育当局(LEA)の実態が報告されているp138-143。イングランドで地方教育当局は  
約150であるから、約5%が該当するという高率である。「また同年(1988)には、『地方自治法』、  
「住宅法」そして『1988年教育改革法(Education Reform Act 1988)』が制定された。これらによ  
10 り、強制競争入札(学校教育では、清掃、給食、グラウンド整備において義務化)や民間参入といった  
民営化の動きや、住宅対策トラスト(Housing Action Trust)の設立権限を大臣に付与したり、全国  
共通課程や全国共通試験の導入など中央集権化の動きが他領域でも強まり、地方行政機能の縮小化  
をより一層促進させたのである。」(「教育の質的保証と国庫負担問題」梶間みどり 「比較教育学  
研究 33」日本比較教育学会編 2006)と描かれたように、1988年以降では給食等の公共サービスは法  
15 律によって強制競争入札が義務付けられている。阿部菜穂子氏は「イギリスの『教育改革』の教訓」  
(岩波ブックレット 2007)で教育の市場化の失敗をレポートしている。このなかで2006年春現  
在、過酷なアカウンタビリティ(学校評価)を要求された校長が退職し、推定で1300校が校長不  
在である計算をしている。

20 なお、国家の管理(国家水準の設定・全国一律テスト・アカウンタビリティ)のもとで進められて  
いる公教育への私企業の参入は、次のステップとして国家を超えた自由貿易の対象となる。WTO  
(World Trade Organization;世界貿易機関、世界148ヶ国加盟)は物の貿易のみならず、人や技  
術などサービスと呼べる一切を貿易の対象として関税、補助金、システム等の障壁を設けることを  
25 排除しようとしている。WTOのルールは例外なき世界共通の規制緩和、関税の撤廃、市場経済貿易  
と自由化の促進である。GATS(General Agreement on Trade in Services;サービスの貿易に關す  
る一般協定)には通信、建設・エンジニアリング、流通などとともにも教育も項目として存在する。  
GATSでは政府の権限行使として提供されるサービス(国家が独占しているサービス)以外はWTOの  
ルールを適用する。英国のような一国規模での(それを真似た日本の)全国テストによる品質保証  
の発想は、グローバル化した時代にあっては世界規模によるテスト(それはOECDのPISAテストに  
30 も現れている)を媒介とした品質保証に、発想として容易に結びつく。個別国家レベルでの公教育  
の私企業参入は、グローバルな教育市場に投げ込む口実を与える。当面、米国が狙っているのは高  
等教育への参入である。公設民営化への対応とともに、WTO/GATSから教育分野を除外する取組みが  
必要である。

35 5、総人件費改革実行計画では次のように述べられている。「国が定数に関する基準を幅広く定めてい  
る分野(国基準関連分野)の職員(教育・警察・消防・福祉関係の200.8万人)については、地方  
の努力に加え国の基準を見直すことにより、これまでの実績(5年間で4.2%)を上回る純減を確保



する。特に人員の多い教職員（給食調理、用務員等を含む）については、児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保する。」

5 6、「現下の総人件費改革を巡る議論の状況に鑑み、平成18年度において、第8次公立義務教育諸学校定数改善計画の策定を行わない。今後の義務教育教職員の定数管理のあり方（中略）について、平成19年予算編成過程においても引き続き議論をさせていただくので、文科省においてその具体的な考え方につき検討されたい。」

10 7、台東区では放課後の補習に全小中学校用に人材派遣会社を利用している。港区では早稲田アカデミーと提供して土曜特別講座を開いている。地方では福島県川内村、青森県東通村などがある。（朝日新聞 2007/12/9）

15 8、「いま、必要なのは、国がすべてを仕切る『官立校』ではないが、一部の篤志家が設立する『私立校』でもない、地元コミュニティと学校関係者が力を合わせてつくる『真の公立校』である。現在の『官立校』を、国民が広く要望する基準を満たしつつ、地方自治体の人事権と予算権の及ぶ範囲で、地元コミュニティや私企業のエネルギーを大胆に取り込んだ『真の公立校』に改造する試み。その経営は、校長の仕事だ。p125」（「公教育の未来」2005 ベネッセコーポレーション）

20 9、副校長2名制について「現在、副校長は教員指導に力を注ぎたくても、予算編成、決算処理、トラブルや苦情処理、学校と地域の連携などに追われている。そのため、朝7時に出勤して、夜10時過ぎまで仕事をすることもある。区教委は『事務の職員を使いきれていないから、副校長の仕事が一番煩雑になっている』と説明する。（中略）今回は事務処理などを任せることにしており、現在の副校長が教員指導に専念できる環境を整える。」との記事を載せている。（都政新報 2007/8/7）

25 10、神野直彦氏は、協力社会を目指すスウェーデンとアングロサクソン諸国の小さな政府を模倣する日本とを比較して次のように述べる。「輸出競争力が死命を制するスウェーデンでは、企業の国際競争力を強めなければならない。そこでスウェーデンは、教育により個々人の人間的能力を高めて生産性を向上させ、国際競争力を強化しようとする。p34」「1991年の教育改革で教員の給付や労務条件を決定する権限も、学校教育の責任もすべて、地方自治体の手に委ねられる。しかも、こうした学校教育の地方分権は、単なる身近な公共空間で、国民が学校教育を決定できるように、エンパワメントすることを意味していただけない。国民が学校教育を信頼して、学校教育にエンパワメントすることをも意味している。つまり、学校教育にかかわる企画・実行・評価という一連の職務権限を、学校教育の現場に委ねた方が、教育水準は向上すると考えられたのである。p31」（「教育の条件」 神野直彦 2007 岩波書店）

35 11、インディアナポリス市（米国）はゴールドスミス市長（1992年～1999年）によって、市場化テストを導入し、市営空港の運営を中心にして8年間で累計4億2000万ドルの財政負担軽減を実現し

た。これによって4回の固定資産税の引き下げ、市債の格付け最上級（AAA）取得、1999年には失業率2.3%に低下を実現した。インディアナポリス国際航空の市場化テストは空港公社職員チーム（官）と私企業4社が競争入札し、イギリスの空港運営会社（BAA-USA）が落札し、コスト削減と全空港従業員の再雇用・同等の給与水準を維持した（「行政サービスとアウトソーシング」三菱総合研究所 鎌形太郎講演 2007/10/23 さいたま市教育研究会学校事務部主催）。

12、「A高校は、地域の漁業協同組合の資金援助を受け、地域の漁業の後継者を育成するため、ニュージーランドへの調査旅行を含む独自のカリキュラムを開発実践している。1年生では地域産業としての漁業の学習、2年生でニュージーランドに旅し、海を環境汚染から守りながら漁業の明日を開拓している青年との交流、3年生で自らの進路選択の学習へとつながる。このカリキュラムによってA高校は、生徒減少による廃校の危機を克服し、A町は、漁業と教育の崩壊によって廃墟となる危機を克服している。P224」（「創造的コミュニティのデザイン」9章教育と文化の公共空間 佐藤学 2004 有斐閣）

13、ベネッセ教育研究開発センターはこのほど、2007年度「中学校の学習指導に関する実態調査」の結果をまとめた。それによると、予定を含めて中学校の半数以上が「放課後の補習授業」を実施していることが分かった。また、夏休みなど長期休業期間の短縮、土曜日の授業や補習などを実施する中学校も増えている。（「内外教育」2007/12/14）

福島県矢祭町は町内の企業経営者から1億円の寄附を受け、その中から土曜スクールの実施の経費にあてる。学力格差是正を目的に小学校5、6年、中学校3年生の希望者を対象に矢祭中学校の校舎を使い、教材費は町が全額負担する。

（文責 自治労学校事務協議会事務局政策担当 中村文夫）